

秩父市の給与・定員管理等について(令和7年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

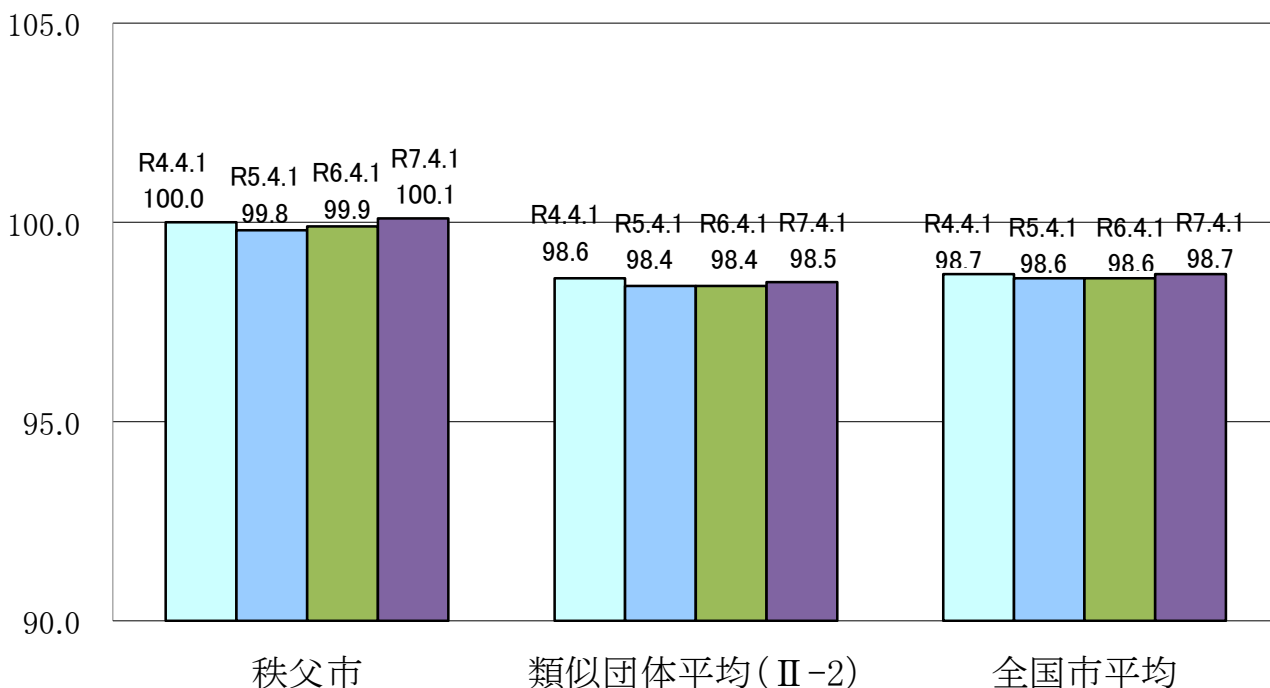
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	57,212	32,024,276	2,125,763	4,962,545	15.5%	15.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	485	1,818,190	238,661	737,902	2,837,982	5,852	6,129

- (注)
- 職員手当には退職手当を含みません。
 - 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 - 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 - ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合については、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

給料表上の引上率の高かった若年層の職員が多かったこと、および経験年数階層の変動によるもの

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設定していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準2%に対し、秩父市においても2%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
秩父市の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

○一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秩父市	41.3 歳	330,961 円	408,288 円	373,927 円
埼玉県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体(Ⅱ-2)	41.8 歳	326,597 円	397,663 円	362,268 円

○技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
秩父市	45.5 歳	13 人	298,738 円	349,463 円	319,756 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体(Ⅱ-2)	51.8 歳	※ 19 人	305,103 円	336,779 円	320,403 円	—	—	—	—

※は類似団体における平均の職員数

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
秩父市	—	—	—
うち自動車運転手	—	—	—
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和4年～令和6年の3か年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		秩 父 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	228,735 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	201,766 円	— 円
	中 学 卒	— 円	188,281 円	— 円

※技能労務職の初任給は、職務、経験に応じて定めます。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

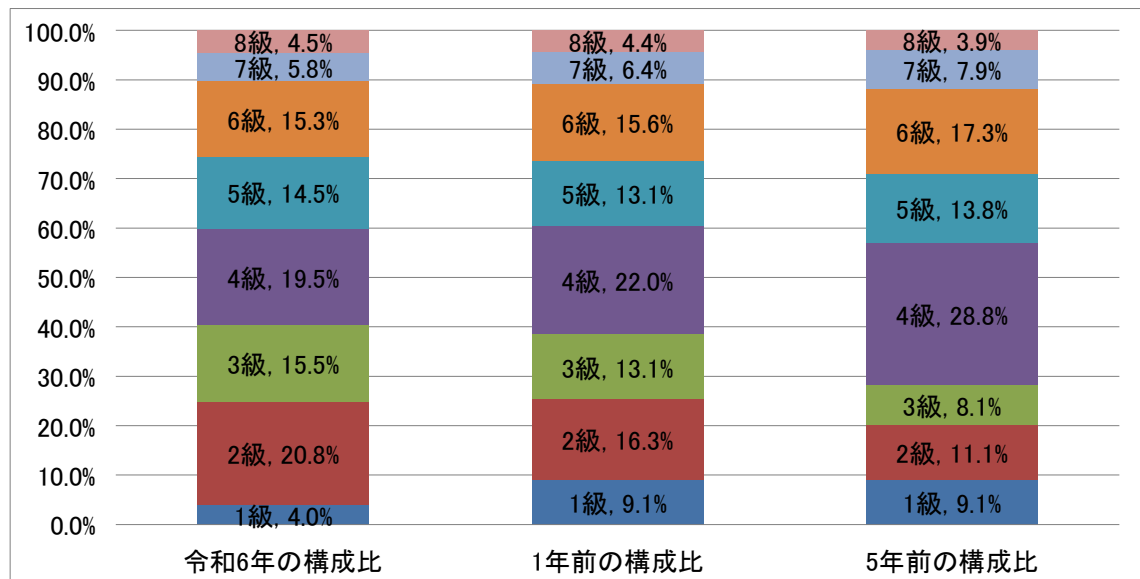
区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大 学 卒	284,278 円	348,475 円	379,500 円	409,214 円
	高 校 卒	259,900 円	320,200 円	362,800 円	379,800 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

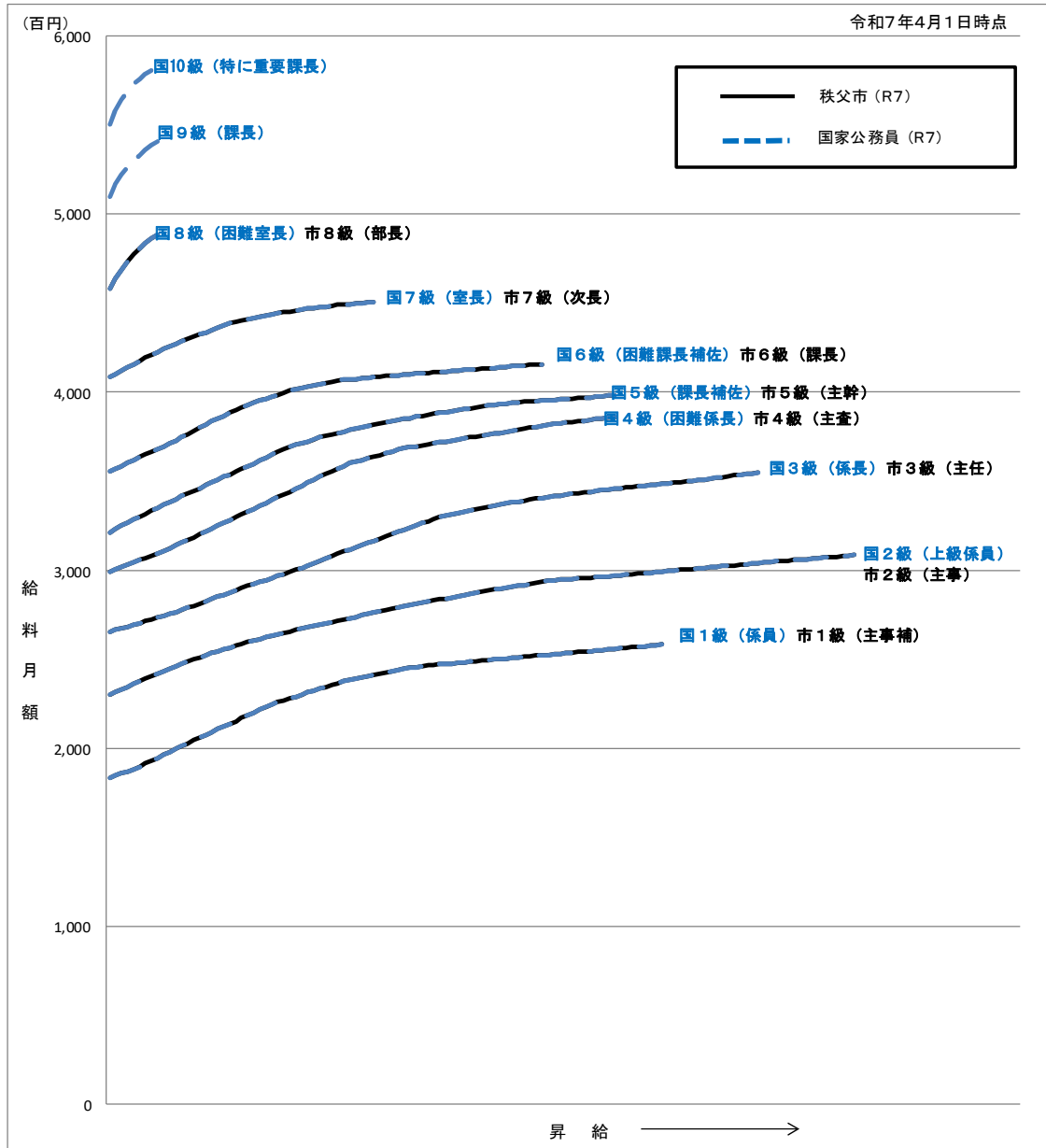
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	16 人	4.0%	183,500 円	258,100 円
2級	主事・技師	83 人	20.8%	230,000 円	308,500 円
3級	主任・主任技師	62 人	15.5%	265,300 円	354,700 円
4級	主査	78 人	19.5%	298,800 円	386,100 円
5級	主幹	58 人	14.5%	321,300 円	398,200 円
6級	課長・所長・主席主幹	61 人	15.3%	355,200 円	415,700 円
7級	次長・専門員・技監	23 人	5.8%	408,300 円	450,900 円
8級	部長・参事・総合支所長・会計管理者	18 人	4.5%	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 秩父市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

秩父市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,608 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,708 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

秩父市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 6~30%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)	
1人当たり平均支給額					
自己都合	1,602 千円				
勸奨・定年	21,681 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種(企業職を除く)に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

令和6年度支給実績なし

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

(注) 支給実績と支給職員1人当たり平均支給年額の下段は、秩父市立病院及び大滝国保診療所に勤務する医師と看護師に対する支給実績、上段は、それ以外の職員(企業職を除く)に対する支給実績です。

支給実績(令和6年度決算)	204 千円		
	62,244 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	9,273 円		
	576,333 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	18.2 %		
手当の種類(手当数)	14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高電圧業務手当	高電圧業務に従事した職員	高圧の機械器具、電線に接近して行う保守に関する業務	日額230円
大型特殊自動車、マイクロバス運転手当	大型特殊自動車及びマイクロバスの運転に従事した職員	大型特殊自動車及びマイクロバスの運転に関する業務	日額500円
市税外務手当	市税の収納業務に従事する職員	市税の滞納処分のため、臨宅し、差押執行に関する業務	1件500円
犬猫等死体処理手当	生活衛生課及び総合支所市民福祉課に勤務する職員	道路等における犬猫等の死体処理に関する業務	1件300円
し尿処理特別業務手当	清流園に勤務する職員	し尿処理施設又はし尿処理の器具等の故障又は修繕等の業務	日額1,800円
社会福祉業務手当	社会福祉課等に勤務する職員	老人ホーム入所死者の処置に関する業務	1体1,000円
行旅死亡人等処理手当	社会福祉課等に勤務する職員	行旅死亡人又は変死人の処置に関する業務	1体3,000円
公害調査手当	生活衛生課等に勤務する職員	公害防止のために不快な場所で行う調査又は取締に関する業務	日額400円
公共用地交渉手当	用地課等に勤務する職員	土地の取得等における著しく困難な用地交渉に関する業務	日額300円
道路舗装作業手当	道づくり課等に勤務する職員	道路舗装に関する業務	日額300円
研究手当	市立病院および大滝国保診療所に勤務する医師	医師の自己研究のために支給	月額(給料月額)の100分の20相当額
往診手当	大滝国保診療所に勤務する医師	医師が必要と認めて往診したときに支給	1件(往診料)の100分の50相当額
レントゲン撮影作業手当	市立病院に勤務する技師	レントゲン撮影透視の業務	日額230円
夜間医療等業務手当	市立病院および大滝国保診療所に勤務する職員	夜間看護業務	深夜における勤務時間が6時間以上である勤務1回 7,500円 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である勤務1回 4,000円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である勤務1回 3,500円
	市立病院および大滝国保診療所に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間の救急医療等の業務	勤務時間が1時間以上1回1,200円
	市立病院および大滝国保診療所に勤務する医師	正規の勤務時間以外の時間の救急医療等の業務	救急外来診療(患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限り)1回 5,000円
防疫作業手当	市立病院および大滝国保診療所等に勤務する職員	感染症患者等の処置に関する業務	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	146,853 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	208 千円
支給実績(令和56年度決算)	157,541 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	220 千円

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	①行政職給料表 7級以下の職員(相当する職員) 配偶者・父母等 6,500円 子 10,000円 ②行政職給料表 8級の職員(相当する職員) 配偶者・父母等 3,500円 子 10,000円 ③満16歳から22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		千円 69,859	円 286,306
住居手当	①借家・借間 家賃に応じて月額28,000円以内	同		千円 39,471	円 277,966
初任給調整手当	① 採用による欠員の補充が困難な医師等 月額310,000円以内 ② 医学または歯学に関し専門的知識を有し、採用による欠員の補充が困難なもの(①以外) 月額51,600円以内 ③ ①②以外の市立病院に勤務する職員で、特別な事情があると認められるもの 月額12,000円以内 ④ ①②③以外で特別な事情があると認められるもの 月額2,500円以内	同		千円 73,164	円 562,800
通勤手当	① 交通機関(鉄道等)利用者 →運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給(ただし、鉄道利用者については、6か月定期券の額に基づいて一括支給) ② 交通用具(自家用車等)利用者 →通勤距離に応じて月額支給 片道2km～5km 2,000円 片道5km～10km 4,200円 片道10km～15km 7,100円 片道15km～20km 10,000円 片道20km～25km 12,900円 片道25km～30km 15,800円 片道30km～35km 18,700円 片道35km～40km 21,600円 片道40km～45km 24,400円 片道45km～50km 26,200円 片道55km～55km 28,000円 片道55km～60km 29,800円 片道60km以上 31,600円	同		千円 37,974	円 77,816
管理職手当	①部長、総合支所長等 80,000円 ②次長、専門員等 68,000円 ③課長等 55,000円 ④主席主幹等 50,000円 ⑤主幹 40,000円	同		千円 145,681	円 662,186
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までに勤務した場合に支給 →勤務1時間あたりの給与額×25/100	同		千円 -	円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給 →勤務1時間あたりの給与額×135/100	同		千円 -	円 -
宿日直手当	一般の宿日直、災害発生等に対処するための勤務および入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務に支給 →3,000円～42,000円	異	支給額等	千円 21,135	円 845,400

(注) 夜間勤務手当及び休日勤務手当の支給額は、時間外勤務手当に含まれます。

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 長	880,000	円	(参考)類似団体(Ⅱ-2)における最高/最低額		
	()	()	()	1,064,000 円	686,000 円	
副市長	副市長	749,000	円			
	()	()	()	879,000 円	623,500 円	
報酬	議 長	412,000	円	629,000 円 / 376,900 円		
	()	()	()			
	副 議 長	361,000	円	575,000 円 / 309,700 円		
議 員	議 員	343,000	円	522,000 円 / 286,600 円		
	()	()	()			
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合)				
	副市長	4.55	月分			
議 長	議 長	(令和6年度支給割合)				
	副 議 長	4.55	月分			
退職手当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×0.4025	17,001,600円	任期毎	任期毎	
		給料月額×在職月数×0.2415	8,682,408円	任期毎	任期毎	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

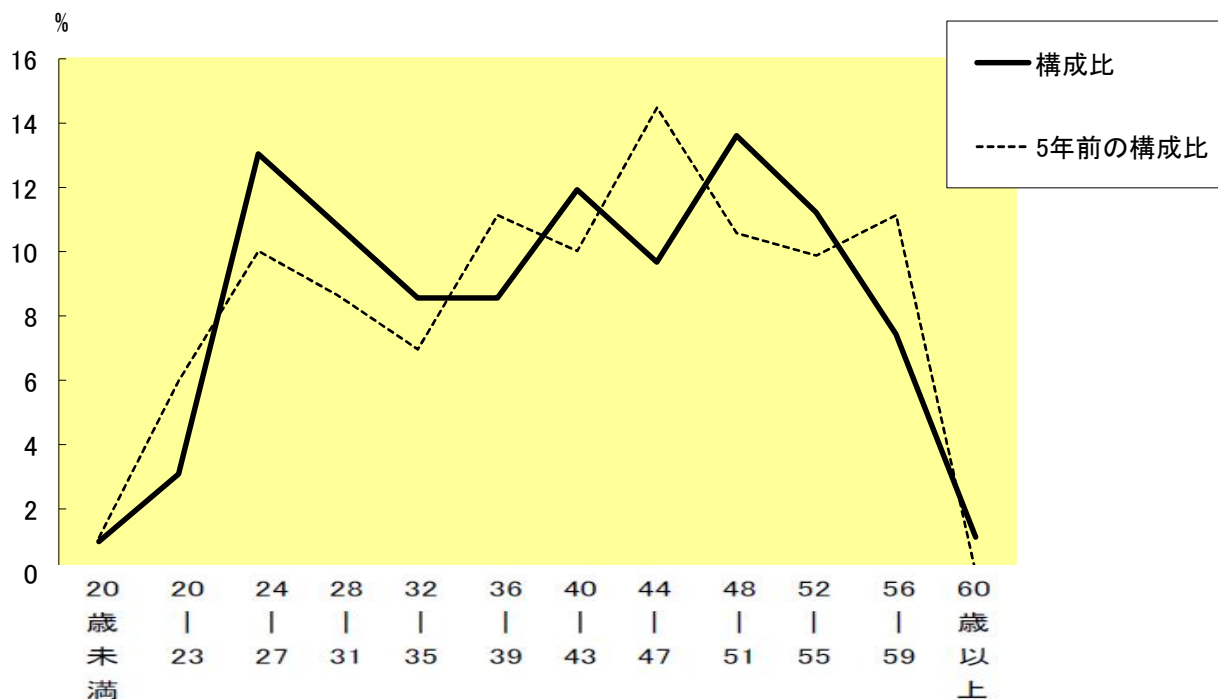
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議 会	5	5	0	
	総務	120	119	▲1	
	税務	29	28	▲1	
	民生	117	118	1	
	衛生	46	49	3	
	労働	1	1	0	
	農林水産	27	24	▲3	
商工	23	23	0		
土木	63	66	3		
	計	431	433	2	<参考> 人口1万当たり職員数75.68人 (類似団体Ⅱ-2の人口1万当たり職員数60.27人)
	教育部門	54	49	▲5	
	小 計	485	482	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数84.25人 (類似団体Ⅱ-2の人口1万当たり職員数78.32人)
公営企業等 計部門	病院	178	182	4	
	下水道	15	16	1	
	その他	37	33	▲4	
	小 計	230	231	1	
合 計		715	713	▲2	<参考> 人口1万当たり職員数124.62人
		[903]	[903]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	7人	22人	93人	77人	61人	61人	85人	69人	97人	80人	53人	8人	713人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	429	428	426	425	427	431	433	5 (1.2%)
教育	56	52	51	51	51	54	49	▲ 3 (▲5.8%)
警察	0	0	0	0	0	0	0	
消防	0	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	485	480	477	476	478	485	482	2 (0.4%)
公営企業等会計計	237	238	230	231	229	230	231	▲ 7 (▲2.9%)
総合計	722	718	707	707	707	715	713	▲ 5 (▲0.7%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 3 公営企業等会計部門を対象とした定員管理に関する計画はありません。